(内閣記者会・経済研究会・文科記者会に資料配布)

報道資料

平成27年7月5日 内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の 世界遺産一覧表への記載決定について(速報)

ドイツのボンで開催されている第39回ユネスコ世界遺産委員会において、我が国が世界 文化遺産に推薦していた「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」につい ての審議が行われ、

現地時間 7月5日(日) 15:37 (日本時間 7月5日(日) 22:37)

に、世界遺産一覧表に「記載」することが決定されました。

なお、世界遺産一覧表への正式な記載日は、第39回世界遺産委員会の審議最終日である 7月8日(水)になる見込みです。

(参考) 世界遺産委員会の決議の4区分

- ① 記載 (Inscription) : 世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会(Referral): 追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期(Deferral): より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。 推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載(Not to inscribe) : 記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦は不可。

内閣官房 産業遺産の世界遺産登録推進室 企画官 高見 真二 (TEL: 03-6206-6173)